

様式第一号（第一条関係）

※受付年月日	令和 年 月 日	※証書番号	第 号
※整理番号	第 号		
児童扶養手当認定請求書			
あなたのことについて	②個人番号	世帯コード	コード
①氏名(上段にフリガナ)	③区分	④国籍	⑤生年月日
	1 母 2 父 3 養育者	1 日本 2 外国	昭和/平成 年 月 日
			⑥年齢
			1 有り 2 無し
			⑦障害
			1 有り 2 無し
			⑧配偶者
			1 有り 2 無し
⑨住所および電話番号		⑩父母について(居住地)	
〒 - - 自宅TEL(-) 携帯TEL(- -)		父の氏名・生年月日 母の氏名・生年月日	
[アパート・マンション名]			
釧路市 町 大通 丁目 番 号		(. . 生) (. . 生)	
⑪勤務先名及び所在地		⑫支払先金融機関	
勤務先		銀行コード	
所在地		口座番号(普通)	
TEL(-)		名義人(カタカナ)	
⑬公的年金受給状況		⑭児童の父または母の死亡による遺族補償の受給状況	
1受けることができる } 種類()		1受けることができる } 種類()	
2支給停止 } 証書番号()		2支給停止 } 証書番号()	
3受けることができない } 基礎年金番号・年金コード()		3受けることができない } 年額()	
年額()		年額()	
児童のことについて			
⑮氏名(上段にフリガナ)			
⑯個人番号			
⑰生年月日			
平成/令和 年 月 日			
⑱続柄および同居別居の別			
続柄 同居 別居 ※孤児区分 該 非			
⑲監護または養育を始めた年月日			
平成/令和 年 月 日			
⑳障害の有無			
1有り(障害名 特記記号番号(再診年月日(. .)))			
2無し			
㉑父(母)の状況			
1離婚 2死亡 3障害 4生死不明 5遺棄 6拘禁 7未婚 8保護命令 9その他()			
㉒父について			
氏名 生年月日 昭和/平成 年 月 日			
現況及び年月日 死亡・生死不明・拘禁 (. .)			
拘禁の場合終了予定 令和 年 月 日			
㉓母について			
氏名 生年月日 昭和/平成 年 月 日			
現況及び年月日 死亡・生死不明・拘禁 (. .)			
拘禁の場合終了予定 令和 年 月 日			
㉔父または母の死亡により児童が受けることができる公的年金、遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父または母の公的年金の受給状況			
受けることができる } 種類()			
支給停止 } ()			
受けることができない } 基礎年金番号・年金コード()			
年額()			
㉕父(母)が障害であるとき			
身体障害者手帳 有り(番号: 等級:)無し			
公的年金について			
種類()等級()			
基礎番号()コード()			
職業・勤務先			
障害名			
見コード			
父コード			
母コード			

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者およびその所得について									
氏名	個人番号	続柄	生年月日	T・S H・R	・	勤務先			
氏名	個人番号	続柄	生年月日	T・S H・R	・	勤務先			
氏名	個人番号	続柄	生年月日	T・S H・R	・	勤務先			
氏名	個人番号	続柄	生年月日	T・S H・R	・	勤務先			
㉖平成/令和 年分所得		㉗請求者		㉘配偶者		㉙扶養義務者			
氏名(扶養義務者については続柄)				コード		コード			
						(続柄)			
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)㉗請求者については		人		人		人			
⑩ ①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数②特定扶養親族等の数③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)		④		⑤		⑥			
⑪ ⑩以外で、前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人		人		人			
所得額	㉚ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円	円	円	円	円	円
	㉛ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額	円	円	円	円	円	円	円	円
	母(父)に対し支払われた額	円	円	円	円	円	円	円	円
	母(父)に対し支払われた額の8割相当額A	円	円	円	円	円	円	円	円
	児童に対し支払われた額	円	円	円	円	円	円	円	円
㉜ 合計(A+B)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
控除	㉝ 障害者控除	普通 人	円	普通 人	円	特別 人	円	特別 人	円
	㉞ 寡婦・寡特・寡夫(請求者が母または父の場合は控除しない)、勤労学生控除	寡婦・寡夫 特別寡婦 勤労学生	円	寡婦・寡夫 特別寡婦 勤労学生	円	寡婦・寡夫 特別寡婦 勤労学生	円	寡婦・寡夫 特別寡婦 勤労学生	円
	㉟ 雑損控除		円		円		円		円
	㊱ 医療費控除		円		円		円		円
除	㊲ 小規模企業共済等掛金控除		円		円		円		円
	㊳ 配偶者特別控除		円		円		円		円
	㊴ 地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)		円		円		円		円
児童扶養手当法施行令第4条1項による控除			80,000円		80,000円		80,000円		80,000円
㊵ 控除後の所得額			円		円		円		円
所得制限限度額	全部支給		円		円		円		円
	一部支給		円		円		円		円
関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。									
令和 年 月 日									
釧路市長 へ							請求者氏名		
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍(請求者・児童)		<input type="checkbox"/> 養育申立書		<input type="checkbox"/> 別居監護申立書(市内別居・市外別居)		事由別 1(事実婚解消) <input type="checkbox"/> 事実婚解消申立書 <input type="checkbox"/> 事実婚の解消に関する調査 3(障害) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> X線フィルム <input type="checkbox"/> 父(母)の就労に関する調査 4(生死不明) <input type="checkbox"/> 生死不明証明書 5(遺棄) <input type="checkbox"/> 遺棄の申立書・調査 6(拘禁) <input type="checkbox"/> 拘禁の証明書 7(未婚) <input type="checkbox"/> 未婚の女子の子に関する調査		
	<input type="checkbox"/> 公的年金調書		<input type="checkbox"/> 居住地所得等証明書		<input type="checkbox"/> 賃貸契約書・入居許可書				
<input type="checkbox"/> 前住地所得等証明書		<input type="checkbox"/> 養育費等に関する申告書		<input type="checkbox"/> 登記簿					
<input type="checkbox"/> 同意書		<input type="checkbox"/> 16-19		<input type="checkbox"/> 公的年金等受給証明書					
<input type="checkbox"/> その他()									
※審査	公的年金照合		ありなし (種類)		㉗~㉜の欄及びその他の事項				
備考	[生計維持の方法]		母[前夫・子の父の居所] 父[前妻・子の母の居所]		[養育費]		(その他)裏面参照有・無		
※審査結果									
※認定	支給開始年月	対象児童数	手当月額	支給区分	支給停止額	支給額	特記事項		
				1 全部支給 2 一部支給 3 全部停止	(一部支給・全部停止の場合)	(手当月額-支給停止額)			
	年 月	人	円		円	円			
※却下	却下理由								
※審査	※起案			※決裁			※通知		

◎裏面の注意をよく読んでから太枠の中に記入してください。※印および太線以外の欄は記入する必要がありません。
◎字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 ⑫の欄は、住所地の金融機関のうちで支払いを受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑬、⑭及び⑮の欄の「受けることができる」には現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- 3 ⑬、⑮及び⑯の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑰の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑱及び⑲の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑳の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ㉑の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに、そのなかで所得の一番多い人を記入してください。
- 8 ㉒の欄は地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
(1) 請求者については、㉓に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉔に特定扶養親族等の数を、㉕に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ㉖の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ㉗の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 ㉘及び㉙の欄は、請求者が母又は父である場合には、その監護する児童の父又は母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母（父）又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 ㉚の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除および寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には寡夫控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
 - (4) 請求者が父母以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (5) 児童又は児童の父（母）が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合は、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
 - (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(ア)父又は母が生死不明の場合、(イ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ)父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ)父又は母が1年以上拘禁されている場合
 - (7) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
 - (8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは釧路市役所こども支援課の職員におたずねください。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、児童扶養手当法第23条第1項に基づき、支払いした手当の額の全部又は一部を返還していただくことがあるほか、同法第35条に基づき、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

【特記事項】

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
